

常磐小学校 PTA 慶弔規定

第1条 本規定は、会員相互の親睦を図ることを目的として行う慶弔について設定する。

第2条 児童または、会員が死亡の時は、花環1対とお悔やみ(5,000円)を贈り、会長または副会長と学校職員・学級児童・町児童が葬儀に参列する。

第3条 児童が1カ月以上にわたり入院療養を要する時には、(2,000円)相当の見舞い品を贈る。

第4条 その他必要な時は、会長の判断によって処理する。

第5条 本規定は、評議員会に図り、総会の承認を経て変更することができる。

付則 本規定は、昭和59年4月1日から施行する。

常磐小学校 PTA 旅費規定

- 第1条 本規定は、各種行事・PTA研修会等に参加する会員及び教職員また、児童等の旅費について規定する。
- 第2条 会員及び教職員また、児童等の旅費については、教職員旅費規程に準じて支給する。
- 第3条 会員及び教職員また、児童等が常磐小学校の代表として県大会及び全国大会等に参加した場合は、実行委員会に図り旅費を支給する。
- 第4条 その他必要な時は、会長の判断によって処理する。
- 第5条 本規定は、評議員会に図り、総会の承認を経て変更することができる。
- 付則 本規定は、平成15年4月1日から施行する。

常磐小学校本部役員・評議員定数規定

- 第1条 本規定は、常磐小学校評議員の定数について規定する。
- 第2条 別紙（資料1）のとおり家庭数により地区別役員数を決め各部に配置する。
- 第3条 本部役員及び評議員の役職については、別紙（資料2）のとおり各地区で配置する。
- 第4条 その他必要な時は、会長の判断によって処理する。
- 第5条 本規定は、評議員会に図り、総会の承認を経て変更することができる。